

込みでお知らせが送付されてい 第3号記録不整合の特例追納申

まります。 間を有効期限とした特例追納が始 の対応として、 第3号被保険 今年4月から3年 者の不整合問 題

前の保険料を納めが2年以上遅れた 場合や、 りません。 この間は保険料を納める必要があ 者から第1号被保険者になった場 た場合については 公務員に扶養されている配偶者で の保険料を納めることができな 第3号被保険者とは、 保険料を納付する必要があり この第1号被保険者の届出 保険 配偶者自身の年収が増え ただし、 料 0 た場合、 (第3号被保険 「未納期間」 退職をされた 2年より 会社員や

生しま

間に入らないため、 まります。 するために今回の特例 能性があります。この問題 なったり、 未納期間」 年金が減ったりする可 は 年金受給資格 将 追納がはじ 来無年金に を解決 期

す。 ら送付されます。 関 特例追納の申込みは するお知らせが日 2月中旬から、 できた人に対し、 不 本年金機構 特例追 2月 整合期間が からで 細に カコ

特例 期間化の届出

うになります。 金の受給資格期間に算入できるよ 手続きを行えば、申込んだ範囲内 の未納期間は特定期間となり、年 を提出する必要があります。この 不整合期間に係る特定期間該当届 定するためには、まず 未納期間となっている期間 「時効消滅 を特

かに 6 てしまい時効により保険料が納め \mathcal{O} 号被保険者から第1号被保険者へ 号や本人氏名、 定期間該当届」には、 切り替えの届出が2年以 れ 「時効消滅不整合期間に係る特 「時効消滅不整合期間 つた期 生年月日 間 0) 基礎年金番 記入が などのほ 公上遅れ (第 3

> がら 要となります。 してください 可能 せし にな期間 0) 裏 面 にあ 0 る 欄を参考に記 定 期間 入 化

となっています。 和 61年4月から平成25 特定期間 年6

追 納額につい $\overline{}$

年3月 ます。 険料を納めることができます。 当 1, 増 金 か月分を特例追納することによ 3 額される年金額の目安は年額 額になります。 時の年金に一定の額を 特定期間の追納額に 638円(平成25年度)です。 年 間 31日まで納めることができ の時限措置です。平成30 最大 10 0 年分の保 加算した V ては、 1 約

特 例 追 納 0 お 知

の対象となる期 月まで 間 は 昭

険

ただし、 とになっています。 る人および国 を納付できるの は付加保険料 任意加入被保険 付加保険料 保険料の免除を受けてい 民年金基金の加入員 の納付はできないこ $\widehat{1}$ は第 カ月 (者を含む)です。 1号被保険 4 0 0 円

ってい 加入した場合は役場住民課年金窓 的に付加保険料を支払うことにな 口で手続きをしてください。 また、農業者年金加入者は強 ます。農業者年金に新たに 制

支給される年金額

年金に加算され支給されることに 月=9万6 納付した場合、 200円×付加保険料納 よって計算されます。 したがって、 付加年金の年金額は、 40 O 2 0 0 円 年間付加保険料を O 0円が老齢基礎 付月 次の × 4 8 0 数 式 に



お問い合わせ先

なります。